

AC Entis IP の米国特許実務 直接 USPTO に対して出願・手続きが可能です

AC Entis IP は、米国外の事務所様の「米国窓口」として、米国特許商標庁 (USPTO) への特許出願や各種権利化手続き (例えば米国特許法第 371 条による米国国内移行手続き) を請け負っております。弊所の米国特許実務に関してよくお尋ねいただく事項を下記「Q&A」にまとめました。

Q：AC Entis IP の特許実務者はイスラエル在住かと思いますが、代理人として USPTO に対して手続きを行うことはできるのですか？

A： **はい。**米国特許規則 (規則§11.6 等) によれば、USPTO に対する特許代理人 (パテントエージェント) として登録された米国市民権保持者であれば、その所在地に関わらず、登録代理人として USPTO に対して手続きを行うことができます。弊所の Allan Entis 博士 (登録番号第 52,866 号) と Kenichi Hartman 博士 (登録番号第 68,766 号) は、USPTO に対するパテントエージェントとして登録されており、米国市民権を保持しています。

Q：AC Entis IP は USPTO に対して直接書類を提出するのですか？

A： **はい。**AC Entis IP には経験豊かなパラリーガルチームがあり、これまでの 10 年間、USPTO に対して直接手続きを行ってきた経験があります。弊所では、米国内の代理人に頼ることなく、出願から審査・拒絶応答、許可、登録、更には当事者系レビューを含む付与後手続きまでの全ての特許権利化手続きを行うことができます。また、AC Entis IP では、弊所に委任され且つ USPTO 指定の弊所顧客番号にて提出された出願に対する全ての庁通知について、USPTO から直ちに電子メールで連絡を受けます。特許証などの紙ベースの書類は、弊テルアビブ事務所に直接郵送されます。

Q：AC Entis IP では審査官面接を行えますか？

A： **はい。**近年、USPTO では多くの審査官が在宅勤務をしており、対面インタビューは珍しくなっています。電話面接が標準的なプラクティスであり、ビデオ会議の場合もあります。弊所では日常的に電話で審査官面接を行っております。弊所のこれまでの経験から、面接を通じて、出願人様と審査官との間で「意見の一致」に達する可能性が高まり、許可に至るまでの審査の進行が速まることが分かっています。



Q：特許出願の準備・権利化や特許有効性に関する AC Entis IP との通信・文書は、米国法により秘匿特権が認められますか？

A：はい。[In re Queen's University at Kingston 事件](#) (No. 2015-145、2016年3月7日 CAFC 判決) において、連邦巡回控訴裁判所は、クライアントと非弁護士の米国パテントエージェントとの間の通信であって、USPTO に対してパテントエージェントが代理を認められている手続きに付帯する通信に関して、秘匿特権を認めました。

Q：AC Entis IP によって取得された米国特許のサンプルはどこで見ることができますか？

A：AC Entis IP は、2009 年以來、クライアント様を代理して何百件もの特許出願を直接 USPTO に対して行ってまいりました。弊所が出願ないし権利化した米国特許の一例は、[こちら](#)でご覧いただけます。

A.C.Entis-IP Ltd.

www.entis-ip.com

日本語でのお問い合わせは、日本事業担当者の **Kenichi Hartman** (ハートマン・ケンイチ) までお電話またはメールでご連絡ください。

電話: +972 (03) 648-8630 内線 3

メール: khartman@entis-ip.com